

令和元年度 サービス管理責任者等研修会 基礎研修 開催要綱

1 目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）及び児童福祉法の適切かつ円滑な運営に資するため、サービスや支援の質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の養成を図ることを目的とする。

2 実施主体

公益社団法人大分県社会福祉士会（大分県指定研修事業者）

3 研修期間・研修会場

研修期間は3日間とし、1日目は共通研修、2・3日目は演習研修をおこなう。

研修内容	研修期間	会場
講義	令和元年 8月21日（水）	大分県教育会館
演習（1回目）	令和元年 8月28日（水）～29日（木）	大分県総合社会福祉会館
演習（2回目）	令和元年 9月25日（水）～26日（木）	大分県総合社会福祉会館
演習（3回目）	令和元年 10月2日（水）～3日（木）	大分県総合社会福祉会館

4 対象者

障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者においてサービス管理責任者として配置しようとする者、または児童福祉法に基づく指定障害児入所施設及び指定障害児通所支援事業者において児童発達支援管理責任者として配置しようとする者

5 研修内容（詳細は別紙研修カリキュラム参照）

サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者研修会 基礎研修

- 【1日目】講義 サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の基本姿勢とサービス提供のプロセスに関する講義（5科目7.5時間）
- 【2・3日目】演習 サービス提供プロセスの管理に関する演習（2科目7.5時間）

〈留意事項〉

【2・3日目】の演習は、上記のとおり、8月、9月、10月に3回開催いたします。（内容は同一の研修となります。）受講日程の選択はできません。

6 受講定員

270名（講義研修の上限は、270名とする。

また、演習については、1研修90名を超えないようにする。）

7 受講費

20,000円

受講決定通知に同封する振込用紙でゆうちょ銀行からお支払いください。

※振り込みの際は手数料が別途かかります。

8 受講申し込み期間

令和元年 6月3日（月）11：00～6月30日（日）23：59

9 申込み方法

電子申請システム（大分県社会福祉士会）

※入力した氏名・生年月日が修了証に記載されますので、間違いがないように入力してください。

10 受講決定

申込書の内容を確認の上、受講決定通知を法人代表あてに送付いたします。

受講希望者が定員を超過した場合は、別紙1「2019年度 サービス管理責任者等研修会受講者採択基準」により、受講者を決定します。

11 修了証

カリキュラムをすべて修了したものは、修了証を交付いたします。

遅刻、早退、研修中の退席の著しい者等には、修了証は交付いたしません。

また、著しく受講態度の悪い者（私語、居眠り、携帯電話の利用等）についても、修了とならない場合がありますので、ご注意ください。（事業所指定の申請については、修了証の添付が必要です。）

1 2 その他

- (1) 平成30年度までのサービス管理責任者等研修会の修了者は、この基礎研修ではなく、更新研修を令和5年度までに受講してください。
- (2) 受講決定後の受講者の変更はできません。
なお、当日欠席された場合の払い戻しはできませんので、ご了承ください。
- (3) 受講生の推薦については、下記の注意をお願いいたします。
 - ① 受講者はすべての研修カリキュラムが受講できること
 - ② サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として配置される時点で、サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者としての実務経験の要件（別紙2）を満たしていること。（研修受講時点で、満たしている必要はありません。）

※実務経験については、下記を参照ください。（別紙2）は一部抜粋資料

サービス管理責任者

……「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理をおこなうものとして厚生労働大臣が定めるもの」（平成18年9月29日厚生労働省告示第544号）

児童発達支援管理責任者

……「障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理をおこなうものとして厚生労働大臣が定めるもの」（平成24年3月30日厚生労働省告示第230号）

- ③ サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として配置される時点で、相談支援従事者研修（講義部分）を修了していること。
- (4) 電子申請システムにて入力等された個人情報については、本研修事業の実施業務及び修了者名簿の管理業務以外で利用することはありません。
- (5) 身体障がいがあるなどの理由により、座席の位置などに特別な配慮が必要な方は、受講申し込み時にその旨の入力をお願いいたします。
- (6) 適切な室温管理に努めておりますが、個人差がありますので衣服調整にて対応のほどよろしくをお願いいたします。
- (7) 災害等による研修の中止・延期する場合は、大分県社会福祉士会ホームページに掲載いたします。
- (8) 昼食は各自でご準備をお願いいたします。（研修当日に弁当販売をおこないません。）

13 問合せ

(サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の事業所指定の配置要件等、制度に関すること)

大分県障害福祉課 施設支援班 (097-506-2745)

大分市障害福祉課 (097-537-5658) 【大分市に所在する事業所は大分市へ】

(本研修の受講手続等に関すること)

〒870-0907 大分県大分市大津町 2-1-41 大分県総合社会福祉会館 2F

公益社団法人大分県社会福祉士会

(TEL : 080-8565-6609 平日 10 : 00 ~ 16 : 00)